

長岡市告示第182号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、令和7年度の固定資産の価格等を令和7年3月31日付けで固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

なお、その固定資産課税台帳は、地方税法第382条の2第1項の規定に基づき、令和7年4月1日から次の場所において納税義務者等の閲覧に供します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

閲覧場所

アオーレ長岡税金窓口

長岡市中之島支所地域振興・市民生活課

長岡市越路支所地域振興・市民生活課

長岡市三島支所地域振興・市民生活課

長岡市山古志支所地域振興・市民生活課

長岡市小国支所地域振興・市民生活課

長岡市和島支所地域振興・市民生活課

長岡市寺泊支所地域振興・市民生活課

長岡市栃尾支所市民生活課（令和7年4月1日から地域振興・市民生活課に課名変更）

長岡市与板支所地域振興・市民生活課

長岡市川口支所地域振興・市民生活課